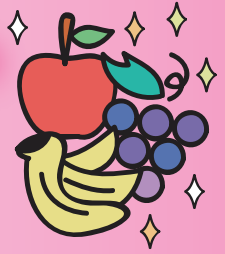


2018
09
September



CLIENT



H30.09.05 No.324

弊法人からのご連絡事項

- ・「税額予測」をご利用ください
～10月19日（金）お申込み分まで無料です
（標準契約の場合）～

P1・2

医療トピックス

- ・ライフステージに応じた口腔機能管理の推進
～平成30年度診療報酬改定～

相続トピックス

- ・遺産分割協議書

P5・6

P3

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・医療訴訟を起こされないために
心がけることは？

税務トピックス

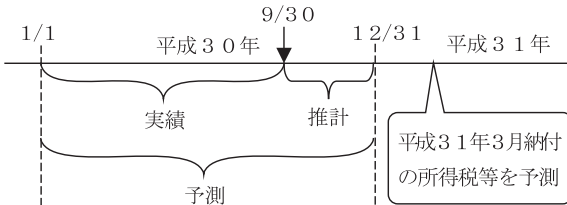
- ・国税のコンビニ納付の改正

P7

P4

今年も恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から9月までの平均値から年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



「税額予測」を活用するとこんなメリットがあります

- ✓ 経過した9か月間の実績を基に、収入、経費、所得等を予測し、利益目標への取り組みを見通せます
- ✓ 消費税について、平成32年度の免税事業者になるかどうか把握できます
- ✓ 所得税、住民税及び消費税等の納税額(予測)が分かります
- ✓ 納税資金のご準備(資金繰り)を考える余裕が生まれます

1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院です。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

- (1) 標準契約で10月19日（金）までのお申込み：**無料**
- (2) 標準契約で10月20日（土）～10月31日（水）までのお申込み：10,800円（税込）
- (3) セルフマネジメントの場合で10月31日（水）までのお申込み：10,800円（税込）

※11月1日（木）以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①「税額予測」の申込書
- ②1月～9月までの月次資料

税額予測は、標準契約で10月19日（金）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送、いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

現在、生活費として認識している金額をお知らせいただければ、「その生活費」と「医院の収入」及び「院長先生の所得」とのバランスを確認できます。

9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。

費 用	
一 般 契 約	10月19日まで 無 料
	10月20日～10月31日 10,800円
セルフマネジメント契約	10,800円

4. 平成30年の改正点

配偶者控除の見直し

今回の改正により、平成30年分の確定申告からは院長先生の合計所得金額に応じて、それぞれ次の通りとなります。

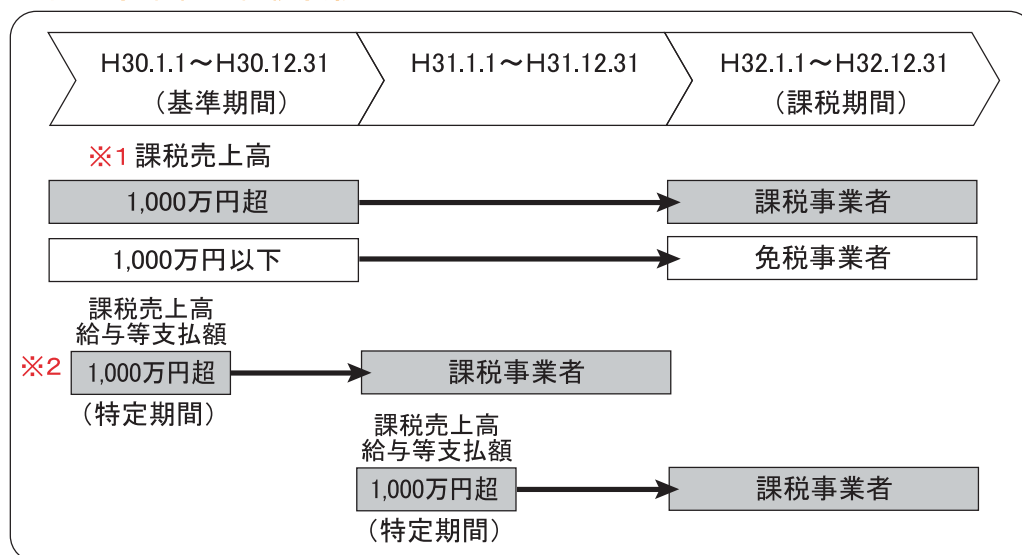
平成29年までは院長先生の所得金額に制限はありませんでしたが、平成30年からは、院長先生の合計所得金額が1,000万円を超える方については配偶者控除の適用はできません。

居住者の合計所得金額	控除額
900万円以下	38万円
900万円超 950万円以下	26万円
950万円超 1,000万円以下	13万円
1,000万円超	適用なし

5. 消費税の免税判定

個人医院の消費税の免税判定は、平成32年度の判定を平成30年の実績で行います。平成32年に免税となるためには、今年度（平成30年）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

○個人事業者の納税義務



※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。

※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

10月号では「税額予測」の見方についてお伝えします。

日本クリアス税理士法人 医療事業部 <税額予測に関するご相談は、お気軽に>

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

相続が発生すると多くの場合遺産分割協議書を作成します。しかし、全ての手続きが終わりホッとしたのも束の間、遺産分割の内容を巡って思わぬ問題が発生することがあります。

今月の相続トピックスでは、「遺産分割協議書」を考えていきたいと思います。

■ 遺産分割協議書を作成する目的とは

遺産分割協議書は、相続人同士で遺産の分け方について、話し合われた内容を書面にするものです。遺産分割協議書の法的拘束力は強く、一旦、署名・押印すると訂正できないのが現状です。

【遺産分割協議書作成の主な目的】

- (1) 相続人同士の遺産の分け方の契約を証明する。
- (2) 不動産の相続登記や預貯金の名義書換等の手続きのため。



■ 遺産分割のやり直し

遺産分割協議書の作成後に、問題が発生してしまうケースもまれにあります。

【問題となるケース】

例えば、遺産分割後に家族が把握していなかった「多額の財産」が見つかるケースです。遺産分割協議書の最後には、「後日、本協議書に記載のない遺産があった場合には、相続人〇〇〇（兄）がこれを取得する。」と記載されていたとします。これは、遺産分割協議書を作成した時点では、被相続人の財産は全てを網羅しており、もし財産が見つかって「少額」であると考えていたためです。このような場合には、弟は遺産分割のやり直しを兄に請求することができます。

ここでは、弟がやり直しを訴えた場合の、法律上の取り扱いをみていきます。

◇民法上の取り扱い◇

民法では、詐欺や恐喝などの場合、遺産分割協議を取り消すことができます。また、相続人の全員が遺産分割協議のやり直しを希望すれば、遺産分割協議を解除することができます。ここでポイントになるのは、相続人全員の合意が必要だということです。

上記のケースの場合、相続人全員の同意があれば、やり直しを訴えて、遺産分割協議を解除することができます。一方、弟だけが訴えても解除できません。

◇税法上の取り扱い◇

相続税では原則、遺産分割のやり直しは認められていません。税法上では、遺産分割のやり直しにより取得した財産は、新たな取引（贈与、交換、売買）により取得したものと考え、贈与税や譲渡所得税が課税されます。

上記の例において、弟が遺産分割のやり直しを訴え、兄は発見された財産の一部を弟に渡したとします。そのときは、弟に渡した財産の一部に対して贈与税が課税されます。

■ まとめ

遺産分割を相続人が納得して作成したつもりでも、その後、思わぬ問題が生じる可能性があります。では、どのような記載があれば問題とならなかったのでしょうか。遺産分割協議書に、「本協議書に記載のない遺産については、別途協議する。」との一文を記載していれば、遺産分割のやり直しは避けられました。

遺産分割のやり直しは、相続税のほか贈与税・所得税を支払う事態を招きます。無駄な税金を避けるためにも、専門家に相談して遺産分割協議書は慎重に作成しましょう。

相続および遺産分割協議書については、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

納税者の利便性の向上のため、平成29年1月4日から国税のクレジットカード納付が開始されたことはクライアント（vol. 303. 305）でお伝えしましたが、平成31年1月4日以後は国税のコンビニ納付が可能となります。

■ **コンビニ納付の改正の概要 ～自宅等でQRコードの出力が必要～**

固定資産税や自動車税は、市町村や都道府県からバーコード付の納付書が送られてきますので、コンビニで容易に納付ができますが、所得税や法人税といった国税をコンビニ納付する場合には、まずバーコード付納付書を所轄税務署で発行を受けてから納税する必要があります。

今回の改正では、納税に必要な情報（いわゆる「QRコード」）を自宅等で出力することで、コンビニ納付を行うことができるようになります。

◇現在の国税の納付方法一覧

納付方法		対応税目
現金納付	金融機関または所轄の税務署で納付	全税目
	コンビニエンスストアで納付 ※納付税額 30 万円以下のみ	確定した税額を期限前に通知する場合 (所得税の予定納税)
		督促・催告を行う場合 (全税目)
		賦課課税方式による場合 (各種加算税)
クレジットカード納付 ※納付税額 1,000 万円未満のみ ※インターネット上での手続のみ		全税目
振替納税		申告所得税、個人事業者にかかる消費税及び地方消費税
ダイレクト納付※1		全税目
インターネットバンキング、 モバイルバンキング、ATM	登録方式※2	全税目
	入力方式※3	申告所得税、法人税、消費税
延納・物納		相続税、贈与税 (延納のみ)

コンビニ納付が容易に！

※1 ダイレクト納付・・・事前に税務署へ届出をした上、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付ができる電子納税

※2 登録方式・・・e-Taxソフト等を使用して納付情報データをe-Taxに登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方式

※3 入力方式・・・e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方式

◇コンビニ納付の注意点

クレジットカード納付と同様に、領収書は発行されません（払込金受領証は発行されます）。また、納税証明を取るまで3週間ほどかかる可能性があります。

◇主な利用可能なコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、スリーエフ、デイリーヤマザキ等、約20のコンビニにおいて利用可能です。詳しくは国税庁のウェブサイトをご覧ください。

国税のコンビニ納付については、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

安心・安全で質の高い医療の実現・充実のため、口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進が求められています。平成30年度診療報酬改定では、「口腔機能発達不全を認める小児の口腔機能管理の評価」、「口腔機能の低下を認める高齢者の口腔機能管理の評価」が新設されましたので、ご紹介します。

■ 小児の口腔機能管理の推進

口腔機能の発達不全を認める小児のうち、「特に継続的な管理が必要な患者に対する評価」が新設されました。

◇ 歯科疾患管理料 小児口腔機能管理加算 100点

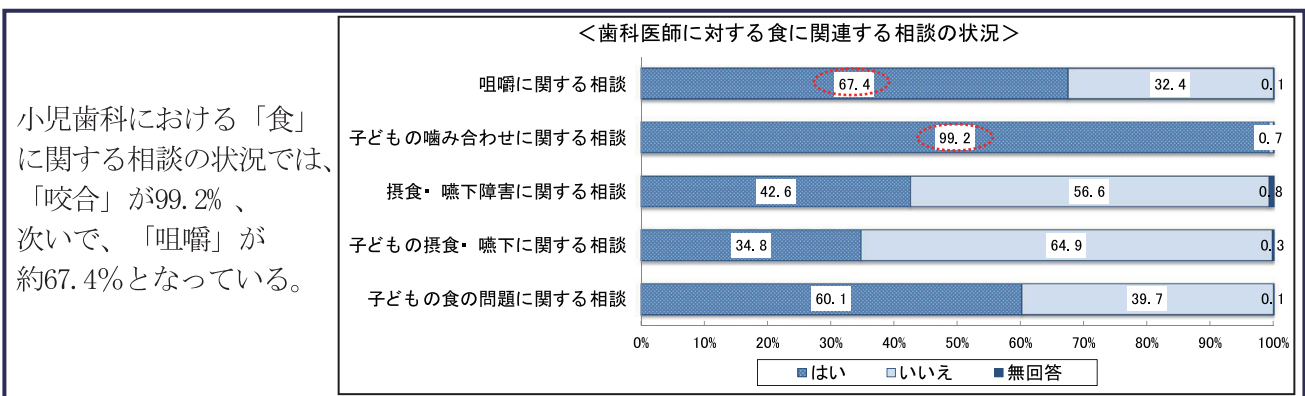
対象患者は、15歳未満の口腔機能の発達不全を認める患者のうち、下記のC項目のなかで、咀嚼機能を含む3項目以上に該当する方です。

A機能	B分類	C項目	A機能	B分類	C項目
食べる	咀嚼機能	歯の萌出に遅れがある	話す	構音機能	構音に障害がある
		機能的因子による歯列・咬合の異常がある			口唇の閉鎖不全がある
		咀嚼に影響するう蝕がある			口腔習癖がある
		強く咬みしめられない			舌小帯に異常がある
		咀嚼時間が長すぎる、短すぎる			
		偏咀嚼がある			
	嚥下機能	舌の突出(乳児嚥下の残存)がみられる(離乳完了後)	その他	その他	やせ、または肥満である(カウプ指数、ローレル指数で評価)
食行動	哺乳量・食べる量、回数が多すぎたり少なすぎたりムラがある等	口呼吸がある			
		口蓋扁桃等に肥大がある			
		睡眠時のいびきがある			
			上記以外の問題点		

引用:「口腔機能発達不全症」に関する基本的な考え方(平成30年3月 日本歯科医学会)

◇ 算定要件

- 口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定し、患者等に対し管理計画に係る情報を文書により提供し、提供した文書の写しを診療録に添付する。
- 患者の成長発達に伴う口腔内等の状況変化の確認を目的として、患者の状態に応じて口腔外又は口腔内カラー写真撮影を行う。写真撮影は、加算の初回算定日には必ず実施し、その後は少なくとも加算を3回算定するに当たり1回以上行うものとし、診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存・管理する。
- 管理を行った場合は、指導・管理内容を診療録に記載又は指導・管理に係る記録を文書により作成している場合においては、記録又はその写しを診療録に添付すること。
- また、患者に対して文書提供加算は別に算定できません。



引用:「子どもと保護者への食の問題に関する調査」報告書 日本歯科医学会 2015年

■ 高齢者の口腔機能管理の推進

歯の喪失や加齢等により、口腔機能の低下を認める患者のうち、「特に継続的な管理が必要な患者に対する評価」が新設されました。

◇ 歯科疾患管理料 口腔機能管理加算 100点

対象となるのは、65歳以上の口腔機能の低下を認める患者のうち、下記の下位症状の3項目(咀嚼機能低下、咬合力低下、低舌圧のいずれかの項目を含む)に該当する方です。

下位症状	検査項目	該当基準
①口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上
②口腔乾燥	口腔粘膜湿潤度	27未満
	唾液量	2g/2分以下
③咬合力低下	咬合力検査	200N未満
	残存歯数	20本未満
④舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	Pa/ta/ka いずれか1つでも 6回/秒未満

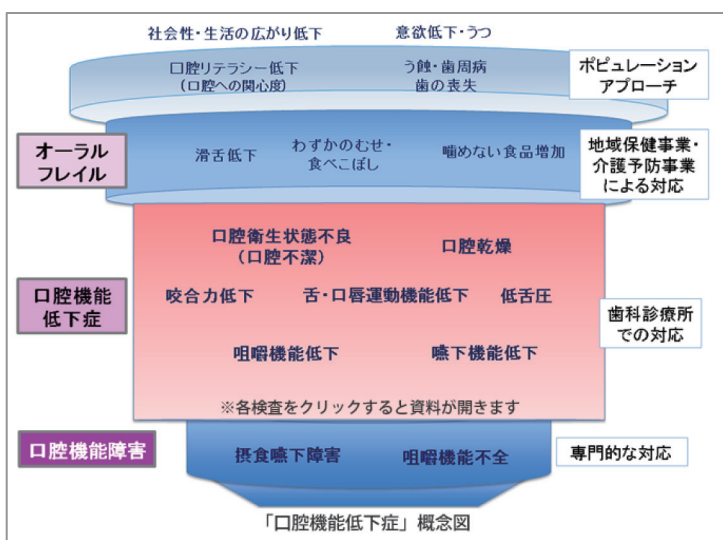
下位症状	検査項目	該当基準
⑤低舌圧	舌圧検査	30KPa未満
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg/dL未満
	咀嚼能力スコア法	スコア 0,1,2
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査(EAT-10)	3点以上
	自記式質問票(聖隷式嚥下質問紙)	3項目以上該当

引用:「口腔機能発達不全症」に関する基本的な考え方(平成30年3月 日本歯科医学会)

- ③「咬合力低下」は「D011-3」に掲げる咬合検査、⑤「低舌圧」は「D012」に掲げる舌圧検査、
- ⑥「咀嚼機能低下」は「D011-2」に掲げる咀嚼能力検査の、いずれかの項目を含む、患者が対象となります。

◇ 算定要件

- 口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定し、患者等に対し管理計画に係る情報を文書により提供し、提供した文書の写しを診療録に添付する。
- 管理を行った場合は、指導・管理内容を診療録に記載又は指導・管理に係る記録を文書により作成している場合においては、記録又はその写しを診療録に添付すること。
- また、患者に対して文書提供加算は別に算定できません。



歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけでなく、全身的な疾患の状況なども踏まえ、患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増すと予想されます。

口腔衛生管理および口腔機能管理に理解を深め、歯科医師が積極的に介入することで、高齢者の健康維持が実現されます。今後は、こうした取り組みの必要性が増すでしょう。

引用：一般社団法人日本老年歯科医学会学術委員会

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

医療訴訟を起こされないために、普段から心がけた方がよいことはありますか？

Answer

患者さんとのトラブルを防止する観点から次のことに気を付けると良いでしょう。

- ☑ 治療方針やリスクについて丁寧に説明し、書面にも残す。
- ☑ 治療費が高額になる場合、またインプラントや審美など自費診療の場合は、診療ごとに診療内容とその報酬額を定めたものを患者に交付する。
- ☑ 治療が終わった部分については診療報酬を請求できる旨の「特約」を用意して、患者さんの都合での中断リスクに備える。



過去の訴訟（概要）～治療費をめぐる患者と歯科医師が提訴した事例～

患者は、他の歯科医院で治療を受けた前歯の差し歯が脱落したので、平成21年8月にA歯科医師の歯科医院を訪れインプラント治療を希望した。A歯科医師は患者の希望を了承して治療を開始した。平成22年7月までに合計46回、歯全般の治療と、右上1番、左上2番・6番、左下6番のインプラント治療を施した。しかし、その後、患者が来院しなくなったため、インプラント治療を施した部分を含めて冠の装着に至らないまま中断した。その後、患者は未治療分の返還を求めて訴えをおこした。一方、A歯科医師は未払い分と慰謝料を求める反訴を提起した。

患者
支払った204万円のうち、
未治療分136万円の返還を求める

医師
総額は460万円だったとして、
未払い分257万円を求める

裁判所は、原告(患者)の請求を退け、
被告(A歯科医師)の請求を一部認め、
患者に対し229万円の支払いを命じた。
※慰謝料請求は認めない

(事案：東京地方裁判所 平成24年12月14日判決)

裁判所は、①初診時に診療契約が締結されている一方で、
具体的報酬額については合意されていないこと、②診療の
具体的内容も、治療の進行を待たないと確定しないもので
あることから、初診時には、具体的な診療内容が確定した
時点で相当額の診療報酬を支払うとの合意がなされていた
と認定しました。

その上で、A歯科医師はインプラント治療についての説明に
おいて、診療ごとに診療内容とその報酬額を定めた書面を
患者に交付していたため、すでに支払われた204万円は診
療報酬の一部にすぎないと判断しました。初診時に診療の
全容が確定しないケースもよくあると思いますが、そうした
場合でも治療の進捗に応じて診療報酬を説明するとともに、
書面に残すことが重要でしょう。（参考：日本歯科新聞）

日本クリアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 324 号

- 発行日：2018年9月5日
- 発行元：日本クリアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問合わせ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クリアス税理士法人

日本クリアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A